

観光施設

観光旅行者の利用に供される以下の施設

1. 遊園地
2. 動物園
3. 水族館
4. 植物園
5. 美術館
6. 博物館
7. 展望施設(高みから修景を展望することを目的として造られた建造物)
8. 遊覧施設(瀬戸内海を遊覧することを目的とした船舶等を備えた施設)
9. 1～8のいずれかに該当する施設をその中核施設とする「複合施設」を構成する施設のうち、次の施設
 - ア. 宿泊施設
 - イ. 物品販売施設
 - ウ. 温泉施設
 - エ. 飲食施設
 - オ. その他市長が特に認める施設

※「複合施設」とは、一定の場所に1～8までのいずれかに該当する1または複数の施設とその他の施設とを設置し、かつ、これらの施設について統一した名称を使用することにより、全体として一体的かつ複合的に観光旅行者の利用に供されるもの。

○助成要件

【観光施設】

投下固定資産額 (土地を除く)	1億円以上
新規常用雇用者	30人以上

※1年目の申請に係る投下固定資産額は、業務開始日の3年前から業務開始後1年以内を取得したものに限り。

※新規常用雇用者(高松市内に住所を有するもの)は、交付申請時に30人以上在職しており、かつ、交付申請時前6月の毎月末における在職者の平均が30人以上であること。

【複合観光施設】

投下固定資産額 (土地を除く)	観光施設 5,000万円以上 施設全体 1億円以上
新規常用雇用者	観光施設 1人以上 施設全体 50人以上

※複合観光施設を構成する一の観光施設に限る。

※1年目の申請に係る投下固定資産額は、業務開始日の3年前から業務開始後1年以内に取得したものに限り。

※その他条件がありますので、高松市産業振興課 立地・創業・イノベーション支援室までお問合わせください。

○助成内容

立地奨励	家屋(1年目取得)に係る投下固定資産額の5% 家屋(2年目以降の取得)に係る投下固定資産額の10% 償却資産に係る投下固定資産額の20% 【3年間, ただし2年目以降は純増分のみ】
雇用奨励	新規常用雇用者数×20万円 新規短時間労働者数×10万円 【3年間, ただし2年目以降は純増分のみ】

※新規常用雇用者数（高松市内に住所を有するもの）は、助成金の交付申請時の在職者数または交付申請時前6月の毎月末における在職者数を平均した数のいずれか少ない数とする。

※新規短時間労働者数（高松市内に住所を有するもの）は、助成金の交付申請時の在職者数または交付申請時前6月の毎月末における在職者数を平均した数のいずれか少ない数とする。

○助成限度額

3年間で2億円